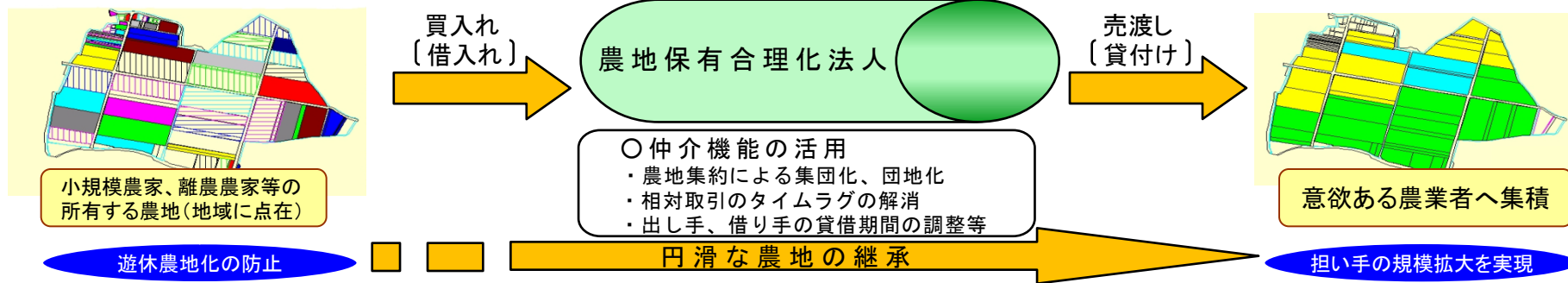


農地保有合理化事業の概要

- 「農地保有合理化事業」は、離農農家や規模縮小農家等から農地を買入れ又は借入れ、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整した上で、農地の売渡し又は貸付けを行う事業。
- 「農地保有合理化法人」は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農地保有合理化事業を行う主体として位置付けられた法人。

○ 基本的な仕組み



○ 農地保有合理化法人数

- 都道府県段階では、47都道府県すべてに公社が設置されており、全国どの地域でも農地保有合理化事業を活用できる。

○ 農地保有合理化事業の実績

- 農地売買事業は、所有権移転面積は6,922haで、平成12年度以降7~9,000ha程度で推移している。
- 農地貸借事業は、利用権等設定面積は13,128haで、平成17年度以降12~16,000ha程度で推移している。

注) 農林水産省経営局経営政策課調べ(平成21年度結果)

